

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（H15.4.1施行）や「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」に基づき、全ての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

また、県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえ、「栃木県人権教育基本方針」（H13.11.6決定）に基づき、「栃木県教育振興基本計画2020—教育ビジョンとちぎ—」の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「人権教育推進体制の充実に向けた支援」、「人権教育指導者の養成と資質・能力の向上」、「学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進」に取り組んでいるところです。

生涯学習課では、社会教育における人権教育の充実に向け、人権をめぐる状況や地域の実情を把握しながら、昭和53年度から指導資料の作成に計画的に取り組んできました。平成9年度からは、それまでの人権教育に関する理論や資料などに加えて、参加体験型の手法による学習を取り入れるなど、学習効果や意欲が高まるプログラムを開発し、さらに平成14年度からは『人権に関する社会教育指導資料』として、関係機関に広く配布するとともに、活用を促進しています。

今年度は、これまでの蓄積に加え、昨年度の人権に関わる法律などの整備を受け、個別の人権問題を、身近な視点から考えるプログラム事例やアクティビティを取り入れて作成しました。

今年は、世界人権宣言が採択されて70年目になります。さらに、2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、社会全体で人権問題に取り組もうとする流れが広まってきています。そして、今日の人権状況を考え、今後さらに、人権尊重の理念が広く浸透し、他者を尊重する社会が築かれていくように、人権教育の推進と啓発に努めていく考えです。

一方で、近年の急激な社会変化の中で、様々な人権問題が明らかになるとともに、日本固有の人権問題も依然として存在しています。改めて、私たち一人一人が、人権についての理解と知識を深め、人権が尊重される社会の実現に向けて歩み続ける重要性を認識する必要があります。そして、本資料が、社会教育をはじめ、様々な学習の場で活用され、人権教育の推進に資するよう活用いただければ幸いです。

平成30年3月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 鈴木 恵治

目次

○はじめに

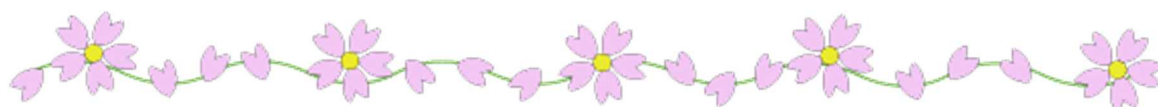
○目次

○資料作成の方針

○本資料の構成

	ページ
第1章「人権教育の推進について」	
・ 栃木県の人権教育の取組	1
第2章「プログラム編」	
・ その「ちがい」、何のためにあるの？（女性の人権）	7
・ めざせ、心のバリアフリー（障害者の人権）	12
・ 外国の人も地域の人（外国人の人権）	18
・ その見方、実は・・・（個人の尊重）	24
第3章「ショートアクティビティ編」	
・ グループをつくる	29
・ 自己紹介	31
・ コミュニケーションを促す	35
・ グループで協力する	36

○参考文献一覧、編集委員



資料作成の方針

生涯にわたった人権に関する多様な学習を充実させるため、本資料は作成されました。作成においては、「平成29年度人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）に掲載されている人権教育推進の三つの内容のうち、「人権意識に関すること」を中心に考え、プログラムを作成しました。人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重する意識が高まるようなプログラムになるように、また、初めて使用する方でも使いやすく、様々な場面で積極的に活用されることを意識して作成しました。

なお、昭和53年度から作成が開始され、本資料が54冊目となります。平成14年4月「栃木県人権教育基本方針」の実施（同和教育から人権教育へ）にともない、人権に関する社会教育指導資料として作成されてからは15冊目となります。

本資料の構成

【第1章 人権教育の推進について】

人権教育推進の担当者や指導者が事業を企画・立案する際の参考となる理論編として、県教育委員会における人権教育の目的・人権教育推進における社会教育分野の取組内容をまとめました。

【第2章 プログラム編】

4つのプログラムを紹介しています。具体的には、様々な人権問題のうち「女性の人権」、「障害者の人権」、「外国人の人権」について取り上げています。「障害者の人権」と「外国人の人権」は、平成28年度に施行された「障害者差別解消法」と「ヘイトスピーチ解消法」に関連しています。また、人権一般のうち「個人の尊重」についても取り上げています。

各プログラムは、ねらいや学習の流れ、準備物と使用するワークシートや資料のほか、初めて人権に関する学習を実施する担当者や指導者でも活用しやすいよう、実施する際のポイントも掲載しています。また、ワークシートや資料はそのまま印刷して配布できるよう作成しています。

アクティビティはわかりやすいように活動ごとに区切っています。また、アクティビティの進め方も詳細に作成していますので、学習者の構成やニーズ、雰囲気など、場面を思い浮かべながら、準備を進めることができます。

【第3章 ショートアクティビティ編】

アイスブレイキングをベースに作成した、短時間でできる様々な人権問題を扱ったアクティビティです。

人権教育推進の担当者や指導者が、基礎的な知識を得るために活用し、公民館など社会教育施設で計画されている学級や講座の際にも学習プログラムとして活用できます。